

「登録型本人通知制度」について

鹿沼市

1 登録型本人通知制度とは

住民票の写し、戸籍謄本等の不正請求を抑止するため、事前に登録をした人に係る対象証明書を第三者に交付した場合、その交付の事実について通知する制度です。

第三者とは… 自己の権利義務を履行するために正当な理由がある者や弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士などの特定事務受任者、さらには委任状を持参した代理人のことをいいます。

2 登録対象者

- ① 本市の住民基本台帳に記録されている方（除かれた方を含む。）
- ② 本市が編製した戸籍に記載され、または記録されている方（除かれた方を含む。）

3 通知の対象となる証明書

住民票関連（除票を含む）	戸籍関連（除籍、改製原含む）
住民票の写し	戸籍謄本または抄本
住民票記載事項証明書	戸籍の附票
	戸籍記載事項証明書

※住民票の除票、除籍となった戸籍の附票については、転出・転籍となってから原則5年保存後廃棄されます。

4 通知の対象外

- ① 登録した本人、同一世帯員が住民票関連証明書を請求する場合
- ② 登録した本人、同一戸籍に記載されている方、配偶者、直系の尊属・卑属の方が戸籍関連証明書の請求する場合
- ③ 国又は地方公共団体の機関が請求する場合
- ④ 6業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士）が住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続きの代理業務としての証明書を請求する場合

5 通知する内容

- ① 証明書の交付年月日
- ② 証明書の種別及び通数
- ③ 交付請求者の種別（代理人・第三者）

※通知内容に記載された以外の事項について確認が必要な場合は、鹿沼市個人情報保護条例に基づき、本人が開示請求を行うことができます。なお、開示請求が認められた場合でも、鹿沼市個人情報保護条例の範囲内で情報の一部が非開示になることがあります。

6 登録期間

3年（登録申請の受付日の翌日からの登録となります）

※期間満了日の1カ月前から更新申請を受け付けます

7 登録方法

・登録申請書に必要なもの（郵送による申請も受け付けています）

① 登録申請書

② 申請者の本人確認書類（運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード等）

※法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合は、上記に併せてその資格を確認できる書類

※任意代理人の場合は、上記に併せて委任者が作成した委任状

※市外にお住いの方、疾病などで来庁するのが困難な方などは、上記のもの（本人確認書類はコピー）を郵送で送付することで申請が可能です。

・登録申請窓口と受付時間

市役所市民課（1階1番窓口）

月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は申請を受け付けていません。

8 登録内容の変更・廃止

登録者の氏名・住所・本籍などに変更が生じたときや、登録を廃止するときは、届出が必要です。ただし、本市に住民異動届又は戸籍届を提出した場合は、変更届があったものとみなし、変更届出書の提出を省略できますが、事前登録をしている旨を窓口で申し出てください。

※住所が変更になったにもかかわらず、変更の届出がない場合や国外に転出した場合には、交付通知書を送付しお知らせすることができません。

9 登録の抹消

① 登録期間が満了したとき

② 廃止の届出があったとき

③ 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき

お問い合わせ

鹿沼市市民部市民課

市民サービス係

TEL 0289-63-2121